

女性相談支援業務研修について

1 経緯

- 新法においては、地方公共団体が女性支援に従事する者の適切な処遇の確保、研修の実施等により人材の確保、養成、資質の向上に努めることが明記。
- 新法に基づき支援の対象となる女性の年齢層は若年層から高齢層まで幅広く、また抱える課題は複雑化しており、女性相談支援員をはじめとする女性福祉に携わる支援者には、児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援分野を含む福祉分野全般の専門知識や高いソーシャルワークスキルが求められる。
- 令和6年3月に策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」において、女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実が明記。今後の取組として、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修を実施することで、女性支援に関わる職員の資質の向上を図っていくこととしている。
- 新法施行に向けて、国は令和5年度より女性相談支援員の資質向上、体制強化を図るための職層加算創設、研修カリキュラム作成、手当拡充等の施策を展開。国において新設された職層は、各種研修修了を要件とされており、今後、国から下記①②の研修カリキュラムが示される予定。

①統括女性相談支援員（概ね5年以上経験）

スーパーバイザー・中核リーダー等として配置され、困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の女性相談支援員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担う者

②主任女性相談支援員加算（概ね3年以上）

若手リーダー・分野別リーダー等として配置され、研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉など）におけるスーパーバイズ等を担う者

※国は令和10年度までは研修修了に係る要件は課さないこととしている。

2 令和6年度の実施内容

【令和5年度まで】

- (1) 新任研修（年2回）
- (2) 現任研修（年2回）
- (3) 事例発表会（年1回）

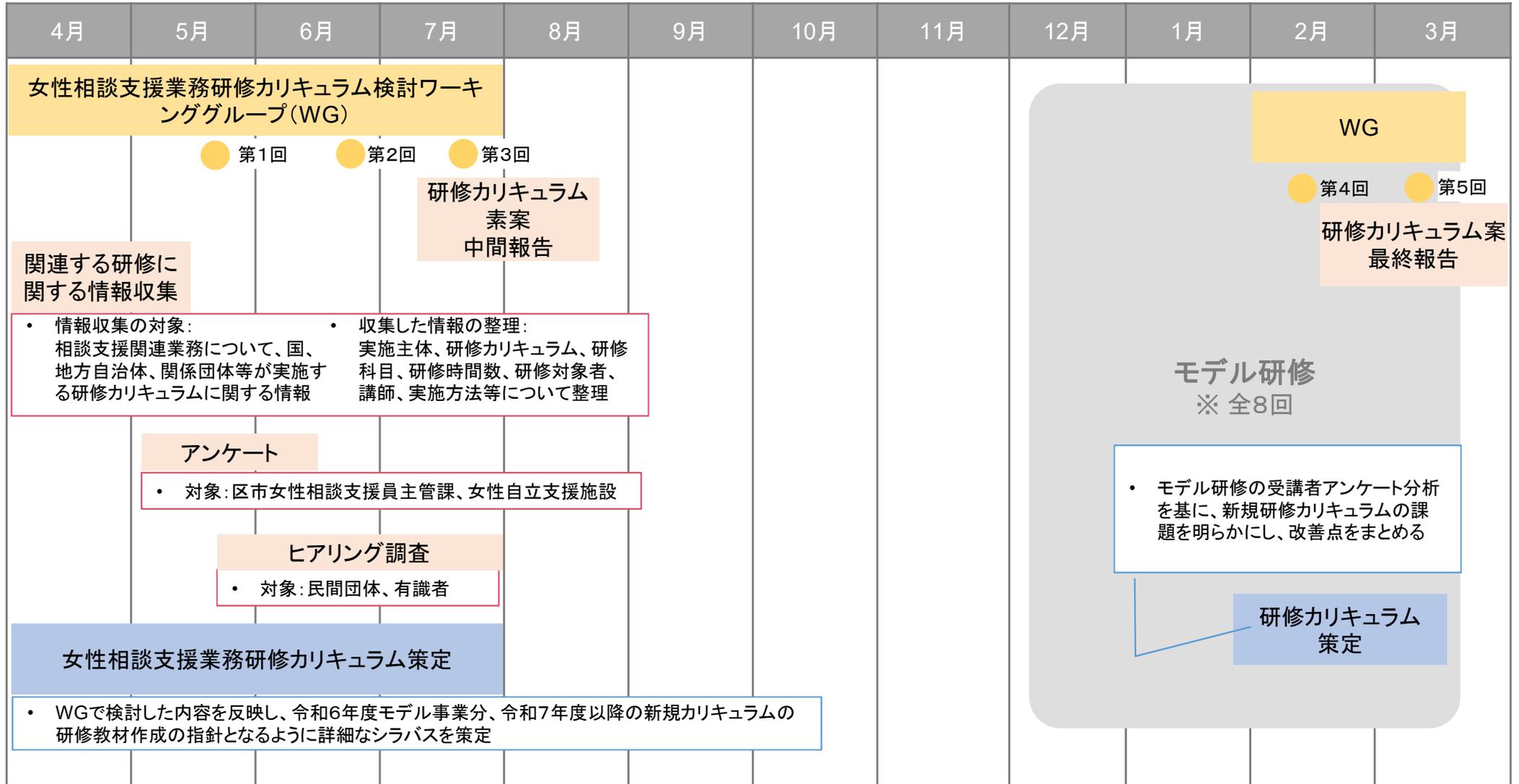


【令和6年度】

- 国が提示予定のカリキュラムを踏まえ、研修カリキュラム策定委託により、都として区市等の女性相談支援員をはじめとする女性福祉に携わる支援者向けの研修体系を策定
 - 有識者、区市職員や女性相談支援員によるワーキンググループ（WG）を設置し検討予定
 - 面接・アセスメント技法、ロールプレイ、事例検討など実践的研修カリキュラムの充実を目指す
 - 女性相談支援員に加え女性自立支援施設や民間団体職員等も受講対象とすることを想定
- 12月以降、新カリキュラムによる研修をモデル的に実施（全8回程度：区部4回、市部4回（想定））

女性相談支援業務研修について

3 令和6年度スケジュール（予定）



モデル研修の検証を踏まえて、令和7年度以降、新体系の研修を本格実施予定